

○家野区

【本資料の作成にあたって（おことわり）】

本資料は、各地区で開催した説明会で皆様からいただいたご意見・ご質問と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

公表にあたりましては、説明会当日の市の回答の中で「説明が不十分であった点」や「分かりにくかった点」について反省を踏まえ、皆様により正確に、分かりやすく市の見解や事実関係をお伝えできるよう、改めて内容を整理し、加筆・修正を行っております。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

1) 場所について（計4件）

Q 1 : 薦原地域ではし尿処理施設（伊賀南部浄化センター）の老朽化や悪臭問題について60年間容認してきた背景がある。このことをどう考え、ここを候補地としたのか？他に候補地はあったのか？（2件）

A 1 : 薦原地域の皆様が60年間、し尿処理施設（伊賀南部浄化センター）を受け入れてこられたご負担とご苦労に深く感謝いたします。その歴史的背景を厳粛に受け止めつつ、施設跡地を候補地としたのは、新たな用地取得に期間を要さない公有地であり、ごみ処理施設の早期着手や有効な跡地活用、十分な敷地面積による多面的な価値創出が可能であるためです。

市内全域からの候補地募集は、伊賀南部浄化センターの操業期限（令和16年3月）が迫る中で時間的に非常に困難であり、また市庁舎敷地等は面積不足や法令の制約により建設できません。他の候補地については、広域化検討協議会の適地選定委員会の答申内容を踏まえ、迅速な事業実施や総合的な観点から同跡地を建設候補地の1つとして選定いたしました。

Q 2 : 候補地の近くには小学校があるが、子どもたちへの考慮はされなかったのか？（1件）

A 2 : 薦原地域の子どもたちの安全や環境への配慮について、多大なご心配をおかけしておりますことを重く受け止めております。

本事業における搬入車両の通行可能時間は、午前9時から午後5時までに限定しており、登下校の混雑する時間帯（午前8時まで、午後5時以降）の通行はありません。さらに、通学時間帯、特に下校時におきましては、監視員の配置などの安全対策を確実に講じてまいります。

また、環境面におきましても、国の厳しい基準をさらに下回る独自の厳しい「環境保全目標」を設定し、煙突の排出ガス等の数値をリアルタイムで公開するなど、子どもたちの健康と安全な学びの環境を守るため、徹底した透明性の高い監視体制を構築してまいります。

Q 3 : 建設面積として、し尿処理施設跡地（伊賀南部浄化センター跡地）だけで足りるのか？（1件）

A 3 : 伊賀南部浄化センター跡地の建設面積につきましては、地域エネルギーセンターに必要な敷地面積を有していると確認しております。

2) 施設について（計4件）

Q 4 : 公民連携方式の採用や200トン規模の地域エネルギーセンターなど、近隣や全国で似たような施設を運営しているところはあるのか？（3件）

A 4 : 公民連携方式（民間主導による施設整備・運営に対し、自治体がSPC等を通じて出資やモニタリングで関与し公共性を担保する仕組み）は、全国の自治体でも財政負担を抑えた持続可能なごみ処理の手法として導入が進められており、兵庫県相生市では実施協定が締結されています。

また、200トン規模の施設として、兵庫県三木市にある「三木バイオマスファクトリー」があり、同施設は民間事業者が建設・運営する大型の廃棄物処理・発電施設です。

Q 5 : 事業者が破産したり途中で逃げたりする懸念がある。しっかりとした事業者を審査・選定してほしい。

(1 件)

A 5 : 事業者選定にあたっては、価格だけでなく、安全性、環境への配慮、地域貢献度などを総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」を採用し、十分な実績と技術力を持つ複数の優良企業が参加できる公平で透明性の高い基準を設定します。

また、万が一に備え、未然の防止策として市がSPCに出資して経営情報を把握し、モニタリング会議で経営状況を厳しく監視します。さらに、あらかじめ締結する実施協定の中で、事業継続が困難になった際の市の介入権や代替事業者への確実な引き継ぎ義務を明確に定め、ごみ処理サービスを決してストップさせない仕組みを構築します。

3) 焼却するごみについて (計0 件)

4) 環境対策について (計1 件)

Q 6 : 大きなトラックが奈良県方面などから来ると思うが、搬入経路などについてはどのように住民に周知していくのか? (1 件)

A 6 : 搬入車両の経路や運行に関する情報につきましては、地域の皆様の安全と安心を最優先に考え、事業者選定後や計画の具体的な検討が進んだ段階において、速やかに住民の皆様へ丁寧に周知してまいります。

本事業では、中型・大型トラックを含む1日当たりの想定台数や、通学時間帯を避けた通行時間の設定(午前9時から午後5時まで)、下校時の監視員配置などの安全対策を想定しております。

5) 地域との関わりについて (計3 件)

Q 7 : 伊賀南部浄化センターの終了協議の際、跡地は「地元で有効活用する」となっていたが、この計画は地元(地域)から出た案なのか? (1 件)

A 7 : 本事業構想につきましては、地域から出た案ではなく、名張市がサウンディング(民間市場調査)を実施して民間企業からの提案可能性を確認した上で、事業構想案として取りまとめたものです。

Q 8 : まずは周辺にある農地の所有者の承諾を得る必要があるのではないかと? (1 件)

A 8 : 周辺の農地や土地の権利者の方々への配慮、および事前の丁寧な合意形成につきましては、大変重要なご指摘であると重く受け止めております。

本事業の推進にあたり、敷地の提供(賃貸借契約)の条件は、地域同意であると位置づけており、地域全体の納得が不可欠であると認識しております。事業を進める上では、周辺の環境に影響を及ぼさないよう配慮してまいります。

Q 9 : 人口や環境を考えると温水施設等は難しいと思う。介護施設等があればと思うが、現実的に薦原地域には何が残る(還元される)のか? (1 件)

A 9 : 本事業は廃棄物処理施設をコアの事業としつつ、その波及効果を活用して地域の活性化に繋げる「地域振興拠点整備事業(こもはらネクサスパーク)」を一体的に構想しております。どのような振興策や施設が地域にとって真に有益となるのかについては、現段階で固定するものではなく、今後事業者との交渉や、地域の皆様との協議の場等を通じて、地域の皆様と丁寧に相談しながら具体的な内容を検討してまいります。

6) その他 (計1 件)

Q 1 0 : 伊賀市と事業方式の考え方に相違があるが、広域化の進捗状況と今後の見通しについて教えてほしい。
(1 件)

A 1 0 : 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村によるごみ処理施設の広域化検討協議会につきましては、現在も協議を継続しております。

本市で進めている構想は、名張市単独で進めるものですが、これが実現できれば、その施設を広域で処理するための施設の 1 つとして位置付けられることになります。可燃ごみについては、名張市側で負担する提案ではありますが、広域化の協議の結果によっては、他市村は別の施設で処理することも想定されます。その場合でも、名張市の可燃ごみは本構想の施設で処理し、ごみ減量・資源化は広域化の中で、進めていきます。